

福祉サポーター養成講座 受講者募集!

～あなたの力を地域のために～

来春以降、高齢者を対象とした介護予防教室を小学校区ごとに開催する予定です。この教室を手伝ってくださる福祉サポーターの養成を下記のとおり行います。

日程	(全6回)いずれも水曜日 ①10月12日、②10月26日、③11月9日、④12月14日、⑤1月11日、⑥1月25日
時間	10時～12時
場所	健康福祉センター うみハピネス
受講料	無料
募集要件	宇美町に居住する20歳以上の健康な方で、全日程を受講でき、受講後に福祉サポーターとして、介護予防教室に協力できる方
申込方法	福祉課⑤番窓口または電話(☎934-2243)による申込み
申込期間	8月22日(月)～9月30日(金)

介護予防教室とは?

小学校区ごとの高齢者を対象に、運動や脳トレ、レクリエーション、健康相談などを週1回(午前中2時間)実施します。運動や脳トレなどは講師(専門士)が行います。

福祉サポーターとは?

あなたがお住まいの小学校区の会場で実施する介護予防教室において、講師、町、社会福祉協議会職員とともに高齢者への声掛けやレクリエーションなどのお手伝いをする有償ボランティアです。社会福祉協議会に福祉サポーターとして登録し、月に2回程度の活動を予定しています。(交通費として1日あたり1,000円を支給します)

問い合わせ 福祉課 高齢者支援係 ☎934-2243

糟屋宗像糸島地区 県・市町合同公売会

県および糟屋宗像糸島地区の市町では、県税、市町税の滞納処分により差し押さえた財産を入札や競り売りにより公売します。申し込みは不要です。

名称	福岡地区合同公売会inはこざき
開催日	9月17日(土) 受付開始13時 開場13時15分
会場	福岡県粕屋総合庁舎 (福岡市東区箱崎1丁目18番1号) ※駐車場がありません。公共交通機関をご利用ください。
出品物	日用品・家電品・美術品など
落札の際に必要なもの	購入代金・身分証明書(運転免許証など)・印鑑・委任状(代理人の場合)



問い合わせ 福岡県東福岡県税事務所地方税収対策本部福岡地区特別対策班 ☎641-0170

子ども医療のお知らせ

医療費助成拡大に伴い中学生のいる世帯については、子ども医療証の新規申請手続きが必要になります。

10月1日(土)から下記のとおり医療費助成の対象者を中学生まで拡大します。医療証の名称は「乳幼児・子ども医療証」から「子ども医療証」に変更します。なお、生活保護の受給者は対象となりません。

◆助成制度について

年齢区分	【外来】		【入院】	
	9月30日までの受給者負担額	10月1日からの受給者負担額	9月30日までの受給者負担額	10月1日からの受給者負担額
中学生	補助なし	補助なし	中学生	補助なし 500円/日 7日間

◆手続きについて

〈平成28年10月1日現在中学生の保護者の方〉

申請書を7月下旬に郵送しています。申請書に記入・押印のうえ、子どもの健康保険証の写しと共に提出(郵送可)ください。

8月31日(水)までに書類をご提出いただいた方には、9月中旬に医療証を発送します。それ以降にご提出いただいた方には、随時発送します。

※上記の手続きについて、平成29年3月31日までに申請をすれば、10月1日にさかのぼって医療証が発行されますが、平成29年4月1日以降に申請すると、申請をした月の初日からの発行になりますのでご注意ください。

問い合わせ 住民課 年金手当係 ☎934-2250

保育料についてのお知らせ

☆9月分から保育料の算定年度が変わります☆

子ども・子育て支援新制度に伴い、保育料算定方法が変わりました。4月分～8月分は平成27年度市町村民税額に応じて保育料を算定し、9月分～3月分は平成28年度市町村民税額に応じて算定します。

《保育料切り替え時期》

4月	5月	6月	7月	8月	平成28年9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
平成27年度の市町村民税額に基づく保育料(平成26年中の収入による)						平成28年度の市町村民税額に基づく保育料(平成27年中の収入による)					

※9月からの保育料につきましては保育料決定通知書を送付します。

☆年収約360万円未満相当の世帯の場合、軽減措置が拡充されます☆



《ひとり親世帯等の場合》



※軽減措置の拡充分につきましては平成28年4月分からの保育料が対象となります。
※対象になる可能性がある方には個別でお知らせします。

問い合わせ 子育て支援課 保育係 ☎933-1322